

保健福祉だより

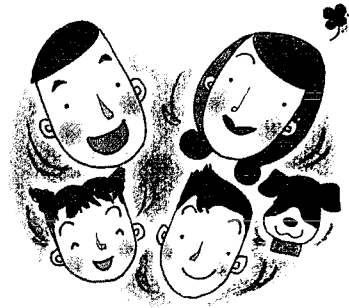
3月

◎ 事業日程

日	曜日	事業名	対象	会場
4	火	定例健康相談会 午後1時30分	一般住民	
5	水	機能訓練 (後遺症者の集い)	脳卒中及びその他後遺症者	保健福祉センター
18	火	3歳児健診 午後1時30分		平成11年12月1日 平成12年3月31日生まれ
19	水	機能訓練 (後遺症者の集い)	脳卒中及びその他後遺症者	
25	火	予防接種「ポリオ」 午後1時30分	生後3ヵ月から 7歳6ヵ月まで	

犬の取り締まり日

7日(金)、20日(木)



交通災害共済 1日1円保障 加入募集のお知らせ

現在加入されている保険の加入期間が、3月31日で終了となります。
交通災害は、いつ被害にあわれるか予測が付きません。万一に備え、是非ご加入下さい。
会費は年間、1人500円です。
3月になりましたら、地区の役員が訪問いたしますので、配布物をご確認の上、お申し込み下さい。

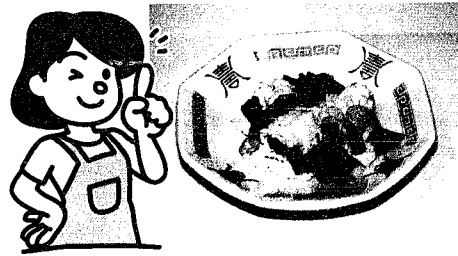
◎ 交通災害共済の申請は、次の点にご注意下さい。

まず役場にご相談下さい

共済見舞金は、条件により支給される場合と、されない場合があります。
事故の具体的な状況を担当が伺い、申請に必要な書類等についてお話しいたしますので、お電話でも結構ですからお気軽にご相談下さい。

があちゃんの料理

「エビ、にら、卵のいため物」



材料 (4人分)

- ・むき小エビ.....150g
- ・酒・しょうが汁.....各小さじ1
- ・塩.....小さじ1/5
- ・にら.....1束
- ・卵.....3個
- ・塩.....小さじ1/5
- ・油.....大さじ3
- ・塩.....小さじ1/5
- ・こしょう.....少々

【作り方】

- ①エビはさっと洗って④をもみつける。にらは3cmに切る。卵は⑤を混ぜる。
- ②中華なべに油大さじ2を熱し、卵をふんわりとした大きめのいり卵にし、取り出す。
- ③あとのなべに油大さじ1を足してエビを色が変わるまでいため、にらを加えてざっといため、塩とこしょうをする。卵を戻して手早くいため合わせる。

ぜひ1度作ってみてね!

◎ 3月休日救急在宅当番医◎

【外科系】 (午前9時～午後6時)

- 2日 吉田町 吉岡医院 ☎0256-92-7887
- 9日 巻町 飯塚外科内科医院 ☎0256-72-1151
- 16日 吉田町 県立吉田病院 ☎0256-92-5111
- 21日 吉田町 伊藤整形外科 ☎0256-93-3115
- 23日 岩室村 金子外科整形外科医院 ☎0256-82-4786
- 30日 分水町 榊原医院 ☎0256-97-5111

※内科・歯科は、休日夜間急患センターへ ☎0256-72-5499

シルバー人材センター 入会説明会

シルバー人材センターでは、健康で働く意欲のある概ね60歳以上の方を募集しています。仕事を通して働く喜びと生きがいを実感してみませんか。興味をお持ちの方は、是非、入会説明会にご参加ください。

○とき 2月25日(火) 午後1時30分

○ところ 白根市産業厚生会館(1F大会議室)

○持ち物 筆記用具、印鑑

(入会の際には年会費1,000円が必要となります。)

○問い合わせ先 白根地域シルバー人材センター ☎37312154

事故の届け出をしましょう

交通事故は、自損か相手がいるかを問わず、届け出が義務づけられています。また、事故の大小や乗り物の種類も問いません。届け出が無い場合、共済見舞金が減額される場合がありますのでご注意ください。

ただし、事故現場から救急車で搬送された場合は、「搬送証明」が発行されますので、それをもって代用することができます。

◎ 見舞金の請求期間は

交通事故を受けた日から起算して原則として1年内です。1年を経過した場合は、請求できませんのでご注意ください。



■ 見舞金の請求書類 ■

下記の書類を必要とします。

必要な書類	見舞金種別			
	死亡	傷	障害	死傷
会員証 (掲示)	○	○	○	○
交通事故証明書等	○	○	○	○
運転免許証 (掲示)	○	○	○	○
診断書		○		
死亡診断書又は死体検案書	○		○	○
障害診断書及び身体障害者手帳等の写し		○		
柔道整復師等の施術証明書		○		
戸籍謄本 (抄本)	○		○	○
同一生計調書	○			○
その他組合長が必要と認める書類	○	○	○	○

「支援費制度」利用者説明会のご案内

障害者自らがサービスを選択し、事業者と契約してサービスを利用する新しい障害者福祉制度「支援費制度」が4月からいよいよスタートします。

村では、「支援費制度」の対象となるサービスを現在利用している方、又はこれから利用を考えている方を対象に、制度のしくみと利用のしかた等についての説明会を開催しますので希望される方は、ご参加ください。

- 日時 2月21日(金) 午前9時30分
- 場所 役場 第1会議室
- 「支援費制度」の対象となるサービスは次のとおりです。

居宅サービス	施設サービス
<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者居宅介護 (ホームヘルプサービス) ●身体障害者デイサービス ●身体障害者短期入所 (ショートステイ) 	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者更生施設 ●身体障害者療養施設 ●身体障害者授産施設
<ul style="list-style-type: none"> ●知的障害者居宅介護 (ホームヘルプサービス) ●知的障害者デイサービス ●知的障害者短期入所 (ショートステイ) ●知的障害者地域生活援助 (グループホーム) 	<ul style="list-style-type: none"> ●知的障害者更生施設 ●知的障害者授産施設 ●知的障害者通勤寮 ●心身障害者福祉協会の設置する福祉施設
<ul style="list-style-type: none"> ●児童居宅介護 (ホームヘルプサービス) ●児童デイサービス ●児童短期入所 (ショートステイ) 	<p>※障害児の施設サービスは、今までどおり措置制度により行われます。</p>

問い合わせ 住民課保健福祉係